

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町1-29-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティカス	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか3名

4 変更した年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年 8月 4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年 8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友笹部店

松本市笹部 1-606-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティカス	東京都北区赤羽 2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ヘイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽 2-1-1

4 変更した年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年 8月 4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年 8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平 林 正 臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか 1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティカス	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・ティカス	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年 6月20日

5 届出年月日

平成23年 8月 4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年 8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年 8月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ヘイズ・デ・カス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ヘイズ・デ・カス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンとよしな

安曇野市豊科南穂高774-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

群馬県高崎市高関町380

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

豊倉商事株式会社

松本市笹部2-2-22

望月伸泰

安曇野市豊科南穂高809

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ハイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか3名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか9名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ハイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか9名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高店

安曇野市穂高5626-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・テイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・テイカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友大町店
大町市大字大町4620-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社イリハチ
大町市大字大町4237
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか4名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・テイラー	東京都北区赤羽2-1-1

ほか4名

- 4 変更した年月日
平成23年6月20日
- 5 届出年月日
平成23年8月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成23年8月25日から平成23年12月26日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友松川店
北安曇郡松川村字東川原5723-11 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ハイズ・デ・カス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ハイズ・デ・カス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・テイカス	東京都北区赤羽 2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊勢宮店

長野市伊勢宮 2-27-10 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽 2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽 2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デ・イカス	東京都北区赤羽2-1-1

ほか1名

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ヘイズ・テイカス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	中本 敏幸	愛知県稲沢市天地五反田町1
As-meエステール株式会社	丸山 雅史	東京都新宿区住吉町8-12

ほか8名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブ・ソ・ヘイズ・テイカス	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社パレモ	小田 保則	愛知県稲沢市天地五反田町1
As-meエステール株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13

ほか8名

4 変更した年月日

合同会社西友の代表者の変更 平成23年6月20日
 株式会社パレモの代表者の変更 平成22年5月13日
 As-meエステール株式会社の住所の変更 平成23年6月28日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三本柳店

長野市三本柳東2-8

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友南長野店

長野市稲里町中央4-8-8 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイクス	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成23年6月20日

5 届出年月日

平成23年8月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月25日から平成23年12月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課